

DRUG

INFORMATION



2009 No. 23

平成21年10月29日発行

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 1. 厚生労働省 医薬品・医療機器等安全性情報 No.262 .....           | 1  |
| [1] PMDA 医療安全情報について .....                      | 3  |
| [2] 医薬品副作用被害救済制度・<br>生物由来製品感染等被害救済制度について ..... | 6  |
| [3] 市販直後調査の対象品目一覧 .....                        | 14 |
| 2. 院外処方新規登録情報 .....                            | 17 |
| －平成21年11月1日登録薬品－ .....                         | 17 |
| －平成21年11月16日登録薬品－ .....                        | 18 |

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部  
医薬品情報管理室  
(内線7083)

※ Drug Information は医学部・附属病院 HP の下記アドレスにて提供しています。  
*<http://www1.med.gifu-u.ac.jp/web/drug-info/>*

電子メールによる連絡を希望される方は下記までご連絡下さい。  
*[di8931@gifu-u.ac.jp](mailto:di8931@gifu-u.ac.jp)* (担当：安田)

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
**No. 262**

## 目次

- |                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 1. PMDA医療安全情報について .....                   | 3  |
| 2. 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度について ..... | 6  |
| 3. 市販直後調査の対象品目一覧 .....                    | 14 |

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報をもとに、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。  
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ  
(<http://www.info.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) から入手可能です。

平成21年（2009年）10月  
厚生労働省医薬食品局

### ●連絡先

☎100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局安全対策課



{ 03-3595-2435（直通）  
03-5253-1111（内線）2755, 2753, 2751  
(Fax) 03-3508-4364

## 【情報の概要】

| No. | 医薬品等                             | 対策 | 情報の概要                                                                                                                                                         | 頁  |
|-----|----------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | PMDA医療安全情報について                   |    | 医薬品・医療機器に関連するヒヤリ・ハット事例や、行政から発出された添付文書改訂等の通知などについて、医薬品医療機器総合機構（PMDA）が安全に使用するために注意すべき点などを写真やイラスト等を用いて分かりやすく解説し、医療従事者に広く周知することを目的に作成している「PMDA医療安全情報」について紹介する。    | 3  |
| 2   | 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度について |    | 近年、健康被害救済制度（医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度）における請求件数は増加しているが、周知がなお不十分であるとの御指摘があること等を踏まえ、健康被害を受けた方々に、この制度を活用していただくため、請求手続き等（健康被害者に伝えてほしいこと）、救済給付が認められたケース等を紹介する。 | 6  |
| 3   | 市販直後調査対象品目                       |    | 平成21年10月1日現在、市販直後調査の対象品目を紹介する。                                                                                                                                | 14 |

Ⓐ：緊急安全性情報の配布    Ⓑ：使用上の注意の改訂    Ⓒ：症例の紹介

## 医薬品・医療機器安全管理責任者の皆様へ — 情報配信サービスをご利用ください —

緊急安全性情報、使用上の注意の改訂指示等、医薬品や医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、電子メールによりお知らせする「医薬品医療機器情報配信サービス」（<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>）が（独）医薬品医療機器総合機構より提供されていますので、是非、ご登録の上、ご利用ください。

## 厚生労働大臣への副作用等報告は、医薬関係者の業務です。

医師、歯科医師、薬剤師等の医薬関係者は、医薬品や医療機器による副作用、感染症、不具合を知ったときは、直接又は当該医薬品等の製造販売業者を通じて厚生労働大臣へ報告してください。

なお、薬局及び医薬品の販売の従事者も医薬関係者として、副作用等を報告することが求められています。

# 1

## PMDA医療安全情報について

### 1. PMDA医療安全情報とは

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）による「PMDA医療安全情報」については、平成19年11月29日付け医薬品・医療機器等安全性情報No.241において、新規の掲載についてお知らせしたところです。PMDA医療安全情報では、これまでに収集された医薬品・医療機器に関連するヒヤリ・ハット事例や副作用・不具合報告等の中から、同様の事象が繰り返し報告されている事例や行政から発出された添付文書改訂等の通知などについて、PMDAが医師・薬剤師・看護師・臨床工学技士等の医療従事者や人間工学分野などの専門家及び医薬品・医療機器製造販売業者の業界団体の意見を参考にして、安全に使用するために注意すべき点などを写真やイラスト等を用いて分かりやすく解説し、医療従事者の方々に広く周知しています。今後も順次追加掲載される予定ですので、病院等における安全管理の責任者の方々におかれましては、医薬品・医療機器の安全使用の推進に御活用ください。

### 2. これまでに発行されたPMDA医療安全情報について

| No. | 発行年月     | タイトル                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 平成19年11月 | 「栄養チューブ閉塞時の注意点について」<br>1. チューブ詰まりを解消するための操作時の注意事項 その1<br>2. チューブ詰まりを解消するための操作時の注意事項 その2<br><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen01.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen01.pdf</a> |
| 2   | 平成19年11月 | 「蘇生バッグの回収について」<br>1. 蘇生バッグの自主回収に伴う協力依頼<br>2. 回収対象の商品について<br><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen02_02.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen02_02.pdf</a>                          |

|    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 平成20年 1 月 | <p>「気管切開チューブへのスピーチバルブ等の誤接続の注意について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スピーチバルブ接続時の注意事項 その 1</li> <li>2. スピーチバルブ接続時の注意事項 その 2</li> <li>3. 誤接続リスクのある製品について</li> <li>4. 誤接続防止対策製品について</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen03.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen03.pdf</a></p>     |
| 4  | 平成20年 6 月 | <p>「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅酸素療法時の注意事項 その 1</li> <li>2. 在宅酸素療法時の注意事項 その 2</li> <li>3. 在宅酸素療法時の注意事項 その 3</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf</a></p>                                       |
| 5  | 平成20年 6 月 | <p>「微量採血のための穿刺器具の取扱いについて」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 採血用穿刺器具の種類とその取扱い上の注意事項</li> <li>2. 針の周辺部分がディスプレイタイプでない製品の注意事項</li> <li>3. その他のタイプの穿刺器具について</li> <li>4. 使用方法に関するその他の注意事項</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen05.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen05.pdf</a></p>  |
| 6  | 平成20年10月  | <p>「抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の誤投与（過剰投与）について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の服用方法等について</li> <li>2. 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤を取扱う時の注意 その 1</li> <li>3. 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤を取扱う時の注意 その 2</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen06.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen06.pdf</a></p> |
| 7  | 平成21年 1 月 | <p>「人工呼吸器の取扱い時の注意について（その 1）」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧アラーム発生時の留意点について</li> <li>2. 人工鼻と加温加湿器の併用禁忌について</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen07.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen07.pdf</a></p>                                                                      |
| 8  | 平成21年 2 月 | <p>「インスリンペン型注入器とその注射針（A型専用注射針）の組み合わせ使用について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インスリンペン型注入器とA型専用注射針の組み合わせについて</li> <li>2. オプチックリックとペンニードルの組み合わせについての注意</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen08.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen08.pdf</a></p>                                 |
| 9  | 平成21年 2 月 | <p>「ジャクソンリース回路の回収について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 閉塞の危険があるジャクソンリース回路の見分け方</li> <li>2. ジャクソンリース回路の回収対象製品</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen09.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen09.pdf</a></p>                                                                       |
| 10 | 平成21年 5 月 | <p>「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常点検の実施について</li> <li>2. 消耗品の管理・交換について</li> </ol> <p><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen10.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen10.pdf</a></p>                                                                                |

|    |           |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 平成21年 8 月 | 「人工呼吸器の取扱い時の注意について（その2）」<br>1. 気道内圧チューブ取扱い時の留意点について<br>2. 加温加湿器取扱い時の注意点について<br><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen11.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen11.pdf</a>                                |
| 12 | 平成21年 9 月 | 「止血用圧迫帯（止血用カフ）の誤接続使用について」<br>1. 止血用圧迫帯（止血用カフ）使用時の注意事項 その1<br>2. 止血用圧迫帯（止血用カフ）使用時の注意事項 その2<br>3. 医療機関へのおねがい<br><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen12.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen12.pdf</a> |
| 13 | 平成21年10月  | 「ガスボンベの取り違い事故について」<br>1. ガスボンベの取扱い上の注意点について<br>2. 誤接続の防止対策について<br><a href="http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen13.pdf">http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen13.pdf</a>                                             |

### 3. おわりに

このPMDA医療安全情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）における掲載のほかに、電子メールによる「医薬品医療機器情報配信サービス」においても情報配信しており、以下のURLから無料で登録できますので、併せて積極的に御活用ください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構「医薬品医療機器情報配信サービス」

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

# 2

## 医薬品副作用被害救済制度・ 生物由来製品感染等被害救済制度について

### 1. はじめに

「医薬品副作用被害救済制度」は、医薬品（一般用医薬品を含む。）が適正に使用されたにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害等の健康被害を受けた方の迅速かつ簡便な救済を図ることを目的とし、医薬品製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とする公的な制度であり、昭和55年に創設されました。平成21年8月末までに、約7,200人（実人数）の方々に給付が行われています。

また、平成16年には、生物由来製品が適正に使用されたにもかかわらず発生した感染等による疾病、障害等の健康被害を受けた方の迅速かつ簡便な救済を図ることを目的とし、同様に公的な制度である「生物由来製品感染等被害救済制度」が創設されました。

両制度の詳細については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）のホームページ<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>（動画の配信もある）を参照ください。

近年、健康被害救済制度（医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度をいう。以下同じ。）における請求件数は増加しています（平成20年度の副作用被害救済請求件数は926件）が、周知がなお不十分であるとの御指摘があること等を踏まえ、健康被害を受けた方々に、この制度を活用していただくため、請求手続き等（健康被害者に伝えてほしいこと）、救済給付が認められたケース等を紹介します。

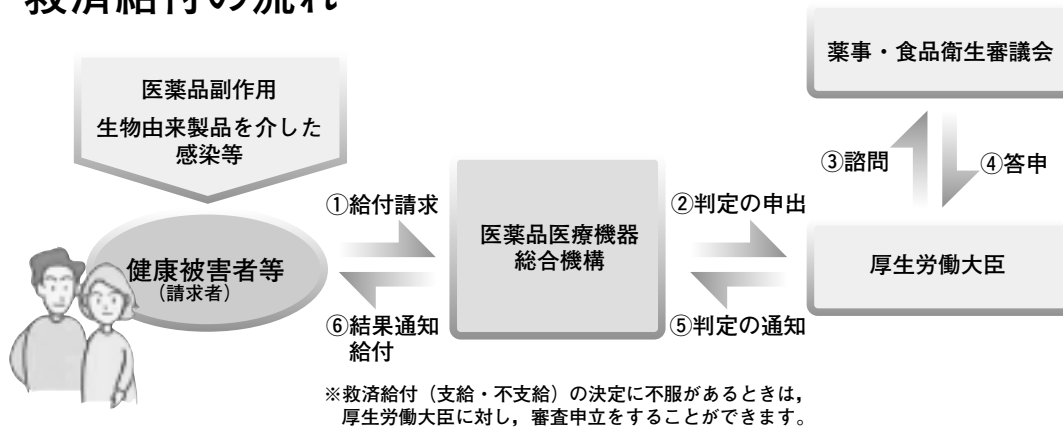
### 2. 請求手続き等（健康被害者に伝えてほしいこと）

患者等から疾病などについて相談を受け、当該疾病などが、医薬品又は生物由来製品の使用により生じた副作用等による健康被害の可能性があると思われたときは、健康被害を受けた本人や遺族の方に本制度を紹介していただくとともに、以下の事項につき、伝えてください。

#### （1）救済給付の請求方法

給付の請求は、副作用や感染等によって健康被害を受けた本人やその遺族等、給付を受けようとする方（以下「請求者」という。）が直接、機構に対して行う必要があります。

## 救済給付の流れ



### （２）給付の種類・請求期限等

給付の種類は、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の 7 種類です。（給付の内容、請求期限等については資料 1，10～12 ページ参照。）

### （３）必要な書類

○医師の診断書 ○投薬証明書 ○受診証明書 など

救済給付を受けるためには、疾病、障害等と、それが医薬品等を使用したことによるものだという因果関係を証明しなければなりません。

そのため請求する際には、副作用や感染等による健康被害の治療を行った医師の診断書や、投薬証明書、あるいは薬局等で医薬品を購入した場合は、販売証明書の提出が必要となりますので、請求者は、それらの書類の作成を医師等に依頼し、請求者が記入した請求書とともに、機構に提出してください。

なお、請求書、診断書などの所定の用紙は機構に備えられており、また、機構は、請求者からの申し出に応じて、無料で送付しています。機構のホームページからのダウンロードもできます（医薬品副作用被害救済制度については、[http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/fukusayo\\_dl/](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/fukusayo_dl/)，生物由来製品感染等被害救済制度については、[http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/kansen\\_dl/](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/kansen_dl/)）。

### （４）健康被害救済制度の問い合わせ先

給付の請求をするためには、給付の種類に応じた請求書、診断書、受診証明書、投薬証明書などの書類が必要です。請求に当たっては、事前に機構の「救済制度相談窓口」に電話あるいはEメールで相談してください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

（救済制度相談窓口）

電話番号：0120－149－931（フリーダイヤル）

受付時間：〔月～金〕 9 時～17 時 30 分（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

ホームページ：<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

### 3. 救済給付が認められたケース等

#### (1) 救済給付が認められたケース

ここでは、救済給付が認められた具体的事例について紹介します。

なお、副作用救済給付について支給・不支給の決定がされた事案の内容（医薬品名（販売名）、副作用名称等、給付の内容、不支給理由等）は、機構のホームページにて公表されています（<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/help/information.html>）。

#### [医療費・医療手当関係]

##### <皮膚粘膜眼症候群>

女性50代。右肘痛の治療のためロキソプロフェンナトリウムを処方された。痛みが続くため再受診したところ痛風と診断されアロプリノールを処方された。14日後に口腔内に血疱，眼，外陰部にそう痒，発熱が出現し，投与を中止。翌日，体幹にもそう痒感出現，結膜の充血，目脂も多くなり，翌日受診。浮腫性紅斑が認められ，皮膚粘膜眼症候群と診断。約5週間の入院加療。

##### <間質性肺炎>

女性60代。C型慢性肝炎のため，ペグインターフェロンアルファ-2a・リバビリン併用療法を開始。治療開始から約40日後に，38度台の発熱，咳が発現。画像検査等が行われ，間質性肺炎と診断。ステロイド剤による治療を開始。18日間の入院加療。

#### [障害年金・障害児養育年金関係]

##### <薬剤性腎機能障害>

女性60代。逆流性食道炎のためオメプラゾールを処方，右側頸部リンパ節腫脹・疼痛・発熱のためロキソプロフェンナトリウムを処方され，服用していた。徐々にクレアチニン値が増加，薬剤性腎機能障害のため緊急透析を行ったが，腎機能の回復が見られず維持透析導入となる。

#### [遺族年金・遺族一時金・葬祭料関係]

##### <アナフィラキシー（様）ショック>

女性70代。胃内視鏡検査の前処置としてグルカゴン筋注。その1分後に塩酸リドカインを口に含んだ直後，椅子から崩れるように倒れ，意識消失，呼吸停止，脈微弱となった。血管確保，心マッサージ，人工呼吸を行い，エピネフリン注射液を静注，気管内挿管を行った。その後，心拍が洞調律に戻ったが，昏睡状態であったため，ICUに収容。人工呼吸を継続し，昇圧剤を持続静注したが死亡。

#### (2) 救済給付の対象とならない場合

平成21年8月末までに，約7,200人の方々に給付が行われてきた一方，約1,300人の方々には，不支給の決定がなされてきました。

次の場合は，健康被害救済制度の救済給付の対象にはなりません。

ア．法定予防接種を受けたことによるものである場合（予防接種健康被害救済制度がある）。ただし，任意に予防接種を受けた場合は対象となります。

イ．製造販売業者など，他に損害賠償の責任を有する者が明らかな場合。

ウ．救命のためやむを得ず通常の使用量を超えて使用したことによる健康被害で，その発生があらか

じめ認識されていた等の場合。

エ．不適正な目的や方法などにより使用したことによるものである場合。

オ．対象除外医薬品による健康被害の場合。

対象除外医薬品とは、

- ①がんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であって、厚生労働大臣の指定するもの。(抗がん剤、免疫抑制剤など)
- ②人体に直接使用されないものや、薬理作用のないもの等副作用被害発現の可能性が考えられない医薬品。(殺虫剤、殺菌消毒剤、体外診断薬など)

です。

カ．軽度な健康被害（入院を要すると認められる場合に必要程度の医療を受けていない場合等）や請求期限が経過した場合。

平成20年度の救済給付がなされなかった理由等を示します（資料2，12～13ページ参照）。

不支給の理由としては、「因果関係なし」が約45%を占めました。医薬品が使用されていても、発現した健康被害と当該医薬品との因果関係が認められない場合は不支給となります。

次に、「不適正目的または不適正使用である」が約30%ありました。添付文書の使用上の注意に従わずに使用された場合は、健康被害が発生したとしても本制度による救済がなされないおそれがあります。

また、「入院を要する程度または障害の等級に該当しない」が約20%ありました。医薬品と疾病との因果関係は認められても、その疾病につき、入院を必要とする程度の医療が行われなかった場合又は医薬品と障害との因果関係は認められても、その障害の状態が本制度で定める等級に該当しない場合は不支給となります。

## 4. おわりに

健康被害救済制度による健康被害者の救済のためには、医師や薬剤師など医療従事者の方々の御理解・御協力が不可欠です。

医薬品等は、その使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用等の発生を防止できない場合があることから、その副作用等被害の救済については、民事責任とは切り離し、迅速かつ簡便な救済給付を行う本制度によってなされるべきです。医療従事者の方々の中には、請求に必要な診断書等を作成することにより、その健康被害がまるで適切でない医療行為によるものであると認めることになってしまうのではないかと誤解され、作成することを躊躇するような事例に遭遇することがありますが、本制度は、あくまで医薬品等による健康被害者の迅速な救済を目的とするものであり、医療従事者から提供される診断書等は救済の支給を決定する際に重要な資料となるものです。

2. で述べたとおり、副作用等が発生した場合、また、そのことについて相談を受けた場合、その健康被害が本制度の救済の対象になると思われたときには、本制度を紹介していただくとともに、請求に必要な診断書等の作成につき、引き続き格段の御協力をお願いします。

## 資料 1 健康被害救済制度における給付の内容、請求期限等

### 疾病（入院を必要とする程度のもの）について医療を受けた場合

#### 医療費

医薬品等の副作用などによる疾病の治療に要する費用について、医療保険の自己負担分を実費償還する給付。

医療費の支給の対象となる医療とは、医薬品等の副作用などによる疾病が入院治療を要する程度である場合に行われる当該疾病に必要な程度の医療をいいます。この場合において、疾病が入院治療を要する程度である場合とは、入院治療が行われる場合に必ずしも限定されるものではなく、これと同程度の疾病の状態にあると認められる場合であれば、諸事情からやむを得ず自宅療養を行っている場合等も含まれます。

〔請求期限〕 医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから 2 年以内。（ただし、平成 20 年 5 月 1 日以降に行われた費用の支払いについては 5 年以内）

〔給付請求者〕 副作用などによる疾病の治療を受けた本人

#### 医療手当

医薬品等の副作用などによる疾病の治療に伴う医療費以外の費用（病院往復の交通費、入院に伴う雑費等）の負担に着目して行われる給付。医療手当の支給対象となる医療とは、医療費と同様に原則、入院治療を要する程度です。

医療手当は、月を単位として支給されるもので、平成 21 年 4 月 1 日現在の給付額は次のとおり。

（通院のみの場合）

一月のうち 3 日以上 35,800 円（月額）

一月のうち 3 日未満 33,800 円（月額）

（入院のみの場合）

一月のうち 8 日以上 35,800 円（月額）

一月のうち 8 日未満 33,800 円（月額）

（入院と通院がある場合） 35,800 円（月額）

〔請求期限〕 請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から 2 年以内。（ただし、平成 20 年 5 月 1 日以降に行われた医療については 5 年以内）

〔給付請求者〕 副作用などによる疾病の治療を受けた本人

### 一定程度の障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）の場合

#### 障害年金

医薬品等の副作用などにより一定の障害の状態にある 18 歳以上の者の生活補償等を目的として行われる給付。

障害の程度は、1 級及び 2 級に区分されており、その状態は概ね次のとおり。

- ① 1 級の障害 日常生活の用を自分ですることができない程度の障害  
（他人の介助を受けなければ生活できない程度のもの）
- ② 2 級の障害 日常生活に著しい制限を受けるか、著しい制限を加えなければならない程度の

## 障害

（常時他人の介助を受けるほどではないが、日常生活が著しく制限される程度のもの）

平成21年4月1日現在の給付額は次のとおり。

- ① 1級の場合 年額2,720,400円（月額226,700円）
- ② 2級の場合 年額2,175,600円（月額181,300円）

〔請求期限〕 請求の期限は定められていません。

〔給付請求者〕 副作用などにより障害の状態になった本人（18歳以上）

## 障害児養育年金

医薬品等の副作用などにより一定の障害の状態にある18歳未満の児童を養育する者に対し、その児童の養育に伴う負担等に着目して行われる給付。

障害児を養育する者とは、障害児を監護しているか否か、障害児と同居しているか否か、障害児の生計を維持しているか否か等を総合的に勘案して、社会通念上障害児を養育しているものと認められる場合をいいます。また、障害の程度は、障害年金と同様です。

平成21年4月1日現在の給付額は次のとおり。

- ① 1級の場合 年額850,800円（月額70,900円）
- ② 2級の場合 年額680,400円（月額56,700円）

〔請求期限〕 請求の期限は定められていません。

〔給付請求者〕 副作用などにより障害の状態になった18歳未満の児童を養育する人

## 死亡した場合

### 遺族年金

一家の生計維持者が医薬品等の副作用などにより死亡した場合に、その者の遺族の生活の立て直し等を目的として行われる給付。

遺族年金の支給期間は、10年が限度となっており、平成21年4月1日現在の給付額は、年額2,378,400円（月額198,200円）です。

〔請求期限〕 死亡のときから5年以内。

ただし、医療費、医療手当、障害年金または障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡のときから2年以内。

〔給付請求者〕 副作用などにより死亡した人（生計維持者）と同一生計にあった遺族のうち最優先順位の人

遺族の優先順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順（配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含みます）

### 遺族一時金

一家の生計維持者以外の者が医薬品等の副作用などにより死亡した場合に、その者の遺族に対する見舞等を目的として行われる給付。

遺族一時金は、遺族年金の36月分相当額が支給され、平成21年4月1日現在の給付額は、

7,135,200円となっています。

〔請求期限〕 遺族年金と同様

〔給付請求者〕 副作用などにより死亡した人（生計維持者以外）と同一生計にあった遺族のうち最優先順位の人（遺族の優先順位は遺族年金の項参照）

## 葬祭料

医薬品等の副作用などにより死亡した者の葬祭を行うことに伴う出費に着目して、当該葬祭を行う者に対して行われる給付。

平成21年4月1日現在の給付額は、199,000円となっています。

〔請求期限〕 遺族年金と同様

〔給付請求者〕 副作用などにより死亡した人の葬祭を行った人

## 資料2 救済給付がなされなかった理由等

ここでは、医薬品副作用被害救済制度において、救済給付がなされなかった（不支給決定がされた）理由等について紹介します。

不支給決定件数の割合（平成20年度）は、約15%でした。（支給又は不支給決定件数919件、うち不支給決定件数136件）

不支給の理由（平成20年度）は、「因果関係なし」45.6%、「不適正目的または不適正使用である」28.7%、「入院を要する程度または障害の等級に該当しない」18.4%、「判定不能である」6.6%、「対象除外医薬品である」0.7%でした。

### 因果関係なし

「因果関係なし」とは、疾病、障害等が医薬品の副作用によるものとは考えがたいと判定されたものです。

### 不適正目的または不適正使用である

「不適正目的または不適正使用である」とは、基本的には副作用による健康被害の原因となった医薬品の使用について厚生労働大臣が承認した効能効果以外の目的で使用した場合や添付文書の使用上の注意に従わずに使用された場合などです。

例えば、次のような場合は、不適正な使用と考えられ、健康被害が発生したとしても給付の対象とはなりません。

- ・添付文書の使用上の注意に「投与開始後2ヵ月間は、特に副作用の初期症状の発現に十分留意し、原則として2週に1回、血球算定（白血球分画を含む）、肝機能検査を行い…」との記載があるにもかかわらず、正当な理由がなく検査を実施していなかった場合
- ・薬局で一般用医薬品である総合感冒薬や解熱鎮痛薬を購入し、他の医薬品を飲んではいけないと添付文書に記載があるにもかかわらず、同時に他の医薬品を服用した場合

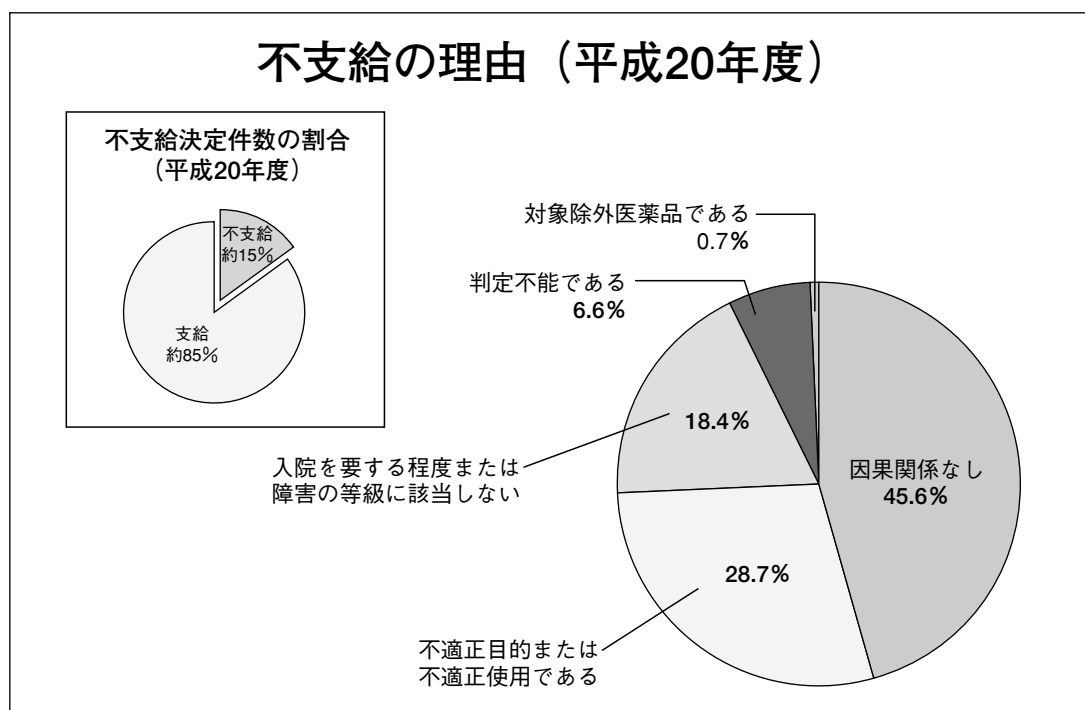
もとより「使用上の注意」は、医薬品の適応を受ける患者の安全を確保し適正使用を図るために必要な情報ですが、使用上の注意に従わずに使用された場合には、健康被害が生じて、健康被害救済制度による救済ができなくなるおそれがあることもご承知ください。

また、以前、医師から処方され、使用されずに残った医薬品（いわゆる残薬）を、医師の指示を受けず、自己判断により使用して副作用が発現した場合も、不適正な使用と考えられ、通常、給付の対象にはなりません。

#### 入院を要する程度または障害の等級に該当しない

「入院を要する程度または障害の等級に該当しない」とは、医薬品と疾病との因果関係は認められるが、その疾病につき、入院を必要とする程度の医療が行われなかったか、障害の状態が、「日常生活の用を自分ですることができない程度の障害の状態（１級）」又は「日常生活に著しい制限を受ける程度の障害の状態（２級）」に当たらないというものです。

通常、外来医療のみ行われた場合は、給付の対象にはなりません。



#### 判定不能である

「判定不能である」とは、提出された書類等では、因果関係、適正目的・適正使用がなされたか否かといった判定ができない場合です。

#### 対象除外医薬品である

「対象除外医薬品である」とは、健康被害救済制度の対象となっていない対象除外医薬品が原因医薬品に含まれる場合です。

# 3

## 市販直後調査の 対象品目一覧

(平成21年10月1日現在)

| 一般名<br>販売名                                                                                        | 製造販売業者名         | 市販直後調査開始年月日 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|
| アジスロマイシン水和物<br>ジスロマックSR成人用ドライシロップ2g                                                               | ファイザー（株）        | 平成21年4月6日   |
| サルメテロールキシナホ酸塩・フルチカゾンプロピオン酸エステル<br>アドエア50エア―120吸入用                                                 | グラクソ・スミスクライン（株） | 平成21年4月6日   |
| ミノドロン酸水和物<br>ボノテオ錠1mg                                                                             | アステラス製薬（株）      | 平成21年4月7日   |
| ミノドロン酸水和物<br>リカルボン錠1mg                                                                            | 小野薬品工業（株）       | 平成21年4月7日   |
| セチリジン塩酸塩<br>ジルテックドライシロップ1.25%, 同錠5 <sup>*1</sup>                                                  | ユーシービージャパン（株）   | 平成21年4月22日  |
| ソマトロピン（遺伝子組換え）<br>ノルディトロピンS注5mg, 同S注10mg, ノルディトロピン<br>ノルディフレックス注5mg, 同注10mg, 同注15mg <sup>*2</sup> | ノボノルディスクファーマ（株） | 平成21年4月22日  |
| ドキシソルピシン塩酸塩<br>ドキシル注20mg <sup>*3</sup>                                                            | ヤンセンファーマ（株）     | 平成21年4月22日  |
| 塩化ナトリウム・塩化カリウム・炭酸水素ナトリウム・無水<br>硫酸ナトリウム<br>ニフレック内用 <sup>*4</sup>                                   | 味の素（株）          | 平成21年4月22日  |
| モサブリドクエン酸塩<br>ガスモチン錠2.5mg, 同錠5mg, 同散 <sup>*5</sup>                                                | 大日本住友製薬（株）      | 平成21年4月22日  |
| ソラフェニブトシル酸塩<br>ネクサバル錠200mg <sup>*6</sup>                                                          | バイエル薬品（株）       | 平成21年5月20日  |
| バルガンシクロビル塩酸塩<br>バリキサ錠450mg <sup>*7</sup>                                                          | 田辺三菱製薬（株）       | 平成21年5月20日  |
| ペメトレキセドナトリウム水和物<br>アリムタ注射用500mg <sup>*8</sup>                                                     | 日本イーライリリー（株）    | 平成21年5月20日  |

|                                                                               |                         |               |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン<br>ジェービックV                                                     | (財) 阪大微生物病研究会           | 平成21年 6 月 2 日 |
| アトモキセチン塩酸塩<br>ストラテラカプセル 5 mg, 同カプセル10mg, 同カプセル<br>25mg                        | 日本イーライリリー (株)           | 平成21年 6 月19日  |
| フルチカゾンフランカルボン酸エステル<br>アラミスト点鼻液27.5 $\mu$ g56噴霧用                               | グラクソ・スミスクライ<br>ン (株)    | 平成21年 6 月19日  |
| ラパチニブトシル酸塩水和物<br>タイケルブ錠250mg                                                  | グラクソ・スミスクライ<br>ン (株)    | 平成21年 6 月19日  |
| テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド<br>ミコンビ配合錠AP, 同配合錠BP                                       | 日本ベーリンガーインゲ<br>ルハイム (株) | 平成21年 6 月23日  |
| リスベリドン<br>リスバダール コンスタ筋注用25mg, 同筋注用37.5mg, 同筋<br>注用50mg                        | ヤンセンファーマ (株)            | 平成21年 6 月23日  |
| インスリン グルリジン (遺伝子組換え)<br>アピドラ注カート, 同注ソロスター, 同注100単位/mL                         | サノフィ・アベンティス<br>(株)      | 平成21年 6 月24日  |
| インフリキシマブ (遺伝子組換え)<br>レミケード点滴静注用100* <sup>9</sup>                              | 田辺三菱製薬 (株)              | 平成21年 7 月 7 日 |
| エタネルセプト (遺伝子組換え)<br>エンブレル皮下注用25mg* <sup>10</sup>                              | ワイス (株)                 | 平成21年 7 月 7 日 |
| ソマトロピン (遺伝子組換え)<br>グロウジェクト注1.33mg, 同注 8 mg, 同BC 8 mg* <sup>2</sup>            | 日本ケミカルリサーチ<br>(株)       | 平成21年 7 月 7 日 |
| ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)<br>ゴナールエフ皮下注用75, 同皮下注ペン450, 同皮下注ペン<br>900* <sup>11</sup> | メルクセローノ (株)             | 平成21年 7 月 7 日 |
| レボフロキサシン水和物<br>クラビット錠250mg, 同錠500mg, 同細粒10%                                   | 第一三共 (株)                | 平成21年 7 月 7 日 |
| クロザピン<br>クロザリル錠25mg, 同錠100mg                                                  | ノバルティスファーマ<br>(株)       | 平成21年 7 月29日  |
| テビベネム ピボキシル<br>オラベネム小児用細粒10%                                                  | 明治製菓 (株)                | 平成21年 8 月26日  |
| デュタステリド<br>アボルブカプセル0.5mg                                                      | グラクソ・スミスクライ<br>ン (株)    | 平成21年 9 月 4 日 |
| ミルタザピン<br>リフレックス錠15mg                                                         | 明治製菓 (株)                | 平成21年 9 月 7 日 |
| ミルタザピン<br>レメロン錠15mg                                                           | シェリング・プラウ (株)           | 平成21年 9 月 7 日 |
| ベメトレキセドナトリウム水和物<br>アリムタ注射用100mg* <sup>8</sup>                                 | 日本イーライリリー (株)           | 平成21年 9 月24日  |
| アリスキレンフマル酸塩<br>ラジレス錠150mg                                                     | ノバルティスファーマ<br>(株)       | 平成21年10月 1 日  |

\* 1 : 用法追加された「小児」

\* 2 : 効能追加された「成人成長ホルモン分泌不全症 (重症に限る)」

\* 3 : 効能追加された「がん化学療法後に増悪した卵巣癌」

\* 4 : 効能追加された「バリウム注腸X線造影検査の前処置における腸管内容物の排除」

\* 5 : 効能追加された「経口腸管洗浄剤によるバリウム注腸X線造影検査前処置の補助」

\* 6 : 効能追加された「切除不能な肝細胞癌」

- \* 7：効能追加された「次におけるサイトメガロウイルス感染症 後天性免疫不全症候群，臓器移植（造血幹細胞移植も含む），悪性腫瘍」
- \* 8：効能追加された「切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」
- \* 9：効能追加された「既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）」
- \* 10：効能追加された「多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎（既存治療で効果不十分な場合に限る）」
- \* 11：効能追加された「視床下部－下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」

平成 21 年 11 月 1 日登録薬品

| 医薬品名(成分名)                   | 規格・単位        | 薬品分類                  | 会社名              |
|-----------------------------|--------------|-----------------------|------------------|
| ホスレノールチュアブル錠<br>(炭酸ランタン水和物) | 250mg/錠      | 高リン血症治療剤              | バイエル             |
| ノボラピッド注イノレット(インスリンアスパルト)    | 300 単位/3mL/筒 | 超速効型インスリンアナログ注射液      | ノボノルディスク<br>ファーマ |
| レベミル注イノレット(インスリンデテミル)       | 300 単位/3mL/筒 | 持効型溶解インスリンアナログ<br>注射液 | ノボノルディスク<br>ファーマ |

＊炭酸ランタン水和物

Lanthanum Carbonate Hydrate

【商】ホスレノール Fosrenol バイエル  
内用：錠剤(チュアブル錠) 1 錠中 250mg

[195.3 円/錠]

【効】下記患者における高リン血症の改善：透析中の慢性腎不全患者

【用】1 日 750mg を開始用量とし、1 日 3 回に分割して食直後に投与する。最高用量は 1 日 2,250mg とする。

【禁】本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

【妊】未確立、原則禁忌

【授】回避、投与する場合は授乳中止

【小】未確立、原則禁忌

＊インスリンアスパルト Insulin Aspart

【商】ノボラピッド<イノレット> NovoRapid  
ノボ

注射：液剤(調) 1 筒(3mL)中 300 単位  
[2,150 円/キット]

【効】インスリン療法が適応となる糖尿病

【用】初期は 1 回 2～20 単位を毎食直前に皮下注する。持続型インスリン製剤の投与量を含めた維持量は 1 日 4～100 単位である。

【禁】低血糖症状を呈している患者、本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

【副】低血糖、アナフィラキシーショック、血管神経性浮腫

【妊】注意

【小】注意

【貯】遮光、2～8℃

＊インスリンデテミル Insulin Detemir

【商】レベミル<イノレット> Levemir ノボ  
注射：液剤(調) 1 筒(3mL)中 300 単位  
[2,334 円/キット]

【効】インスリン療法が適応となる糖尿病

【用】初期は 1 日 1 回 4～20 単位を皮下注する。注射時刻は夕食前又は就寝前のいずれでもよいが、毎日一定とする。他のインスリン製剤との併用において、投与回数を 1 日 2 回にする場合は朝食前及び夕食前、又は朝食前及び就寝前に投与する。他のインスリン製剤の投与量を含めた維持量は、1 日 4～80 単位である。

【禁】低血糖症状を呈している患者、本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

【副】低血糖、アナフィラキシーショック、血管神経性浮腫

【妊】未確立、注意

【小】注意

【貯】遮光、2～8℃

| 医薬品名(成分名)                             | 規格・単位           | 薬品分類                      | 会社名         |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------------|-------------|
| スプリセル錠(ダサチニブ水和物)                      | 20mg/錠          | 抗悪性腫瘍剤<br>チロシンキナーゼインヒビター  | ブリストル・マイヤーズ |
| アズマネックスツイストヘラー<br>(モメタゾンフランカルボン酸エステル) | 100µg 60 吸入/本   | 吸入ステロイド喘息治療剤              | シェリング・プラウ   |
| ルミガン点眼液(ビマトプロスト)                      | [0.03%] 2.5mL/本 | プロスタマイド誘導体<br>緑内障・高眼圧症治療剤 | 千寿          |

＊ダサチニブ水和物 Dasatinib Hydrate

【商】スプリセル Sprycel ブリストル  
内用：錠剤(丸) 1 錠中 20mg [4,565.2 円/錠]

【効】①イマチニブ抵抗性の慢性骨髄性白血病  
②再発又は難治性のフィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病

【用】①(1)慢性期：1 日 1 回 100mg を投与する。  
(2)移行期又は急性期：1 回 70mg を 1 日 2 回投与する。1 回 90mg を 1 日 2 回まで増量できる。

②1 回 70mg を 1 日 2 回投与する。1 回 90mg を 1 日 2 回まで増量できる。

【警】本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、造血器悪性腫瘍の治療に対して十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、本剤による治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。

【禁】本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人

【副】骨髄抑制、出血、体液貯留、感染症、間質性肺疾患、腫瘍崩壊症候群、心電図 QT 延長、心不全、急性腎不全

【妊】禁忌

【授】授乳中止

【低・新・乳・幼・小】未確立

＊モメタゾンフランカルボン酸エステル

Mometasone Furoate

【商】アズマネックス Asmanex

シェリング・プラウ

外用：吸入剤(ドライパウダー)

1 瓶中 60 回分 (1 回 100µg) [2,547.2 円/キット]

【効】気管支喘息

【用】1 回 100µg を 1 日 2 回吸入投与する。1 日の最大投与量は 800µg を限度とする。

【禁】有効な抗菌剤の存在しない感染症・深在性真菌症の患者、本剤の成分に対して過敏症の既往歴のある患者 結核性疾患の患者<sup>#</sup>

【副】アナフィラキシー様症状

【妊】未確立、有益のみ

【授】原則回避

【小】未確立

＊ビマトプロスト Bimatoprost

【商】ルミガン Lumigan

千寿

外用：点眼剤 0.03% (2.5mL) [960 円/mL]

【効】緑内障、高眼圧症

【用】1 回 1 滴、1 日 1 回点眼する。

【禁】本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

【副】虹彩色素沈着

【妊】未確立、有益のみ

【授】回避、投与する場合は授乳中止

【低・新・乳・幼・小】未確立